2023年9月14日

各　位

会 社 名　　ロックペイント株式会社
代表者名　　代表取締役社長　内海　東吾
（コード:4621、東証スタンダード市場）
問合せ先　　総務担当取締役　池谷　裕司
（TEL. 06-6473-1551）

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年11月に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2023年９月30日（土曜日）を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり基準日に関する公告をいたします。

（１）　基準日　　：2023年９月30日（土曜日）
（２）　公告日　　：2023年９月14日（木曜日）
（３）　公告方法　　：電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
https://www.rockpaint.co.jp/ir/koukoku.html

２．本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2023年８月８日に公表した「ＭＢＯの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、辻商事株式会社（なお、辻商事株式会社の「辻」の文字について、システム上の制約から二点しんにょうで表記していますが、同社の商号における正式な表記は一点しんにょうとなります。以下「公開買付者」といいます。）による当社が発行する普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式並びに内海東吾氏、辻不動産株式会社、ケミコ株式会社、ロック商事株式会社及びピーアイエー株式会社のそれぞれが所有する当社株式の全てを除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき当社の普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。当社は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定です。

この度、当社は、本公開買付けが成立した場合には上記要請がなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定する

ことにいたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

　他方、本公開買付けが成立しない場合、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、上記の基準日についても利用しない予定です。

以上